

源泉徴収義務者向け

「定額減税説明会」のご案内

事前
予約制

源泉徴収事務につきましては、日頃から格別のご協力をいただき感謝申し上げます。
さて、「令和6年度税制改正の大綱」(令和5年12月22日閣議決定)において税制改正の内容が決定され、この大綱に沿った国税の改正法案が成立し、施行された場合には、令和6年分所得税について定額減税が実施されることとなります。

この場合、令和6年6月1日以後最初に支払う給与等につき源泉徴収を行う際から定額減税を行うことになり、その「令和6年分所得税の定額減税のしかた」につきまして、下記のとおり説明会を実施しますので、ご案内します。

記

開催年月日	令和6年4月15日(月)
開催場所	北海道経済センタービル 8階Bホール1号室 札幌市中央区北1条西2丁目
開催時間	1回目 09:30～10:30 (定員70名) 2回目 11:00～12:00 (定員70名) 3回目 13:30～14:30 (定員70名) 4回目 15:00～16:00 (定員70名)
予約方法	説明会は、<u>事前予約制</u>となります。 予約に際しては、<u>令和6年4月12日(金)の17時まで</u>に、<u>LINEアプリ又は電話での予約</u>をお願いします。 【LINE予約】 ① LINEアプリから国税庁LINE公式アカウントを友だち追加 ② 「トーク」画面から「申告相談又は説明会出席の申込」を選択 ③ 「定額減税の説明会に申し込む」を選択 ④ 税務署や来場希望日時を選択 ⑤ 内容を確認して「申込」をタップ ⑥ 入場時に申込完了画面を提示 【電話予約】 <公益財団法人 札幌南法人会> TEL 011-251-7863 <札幌南税務署> TEL 011-555-3922(直通) 【公式】国税庁LINE 友達追加はこちらから  ※ 札幌南法人会会員の方は、【電話予約】にある札幌南法人会の予約窓口から (TEL011-251-7863)お申し込み願います。